

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂案 (抜粋)

<u>赤字・下線部</u> ：	補足・追加・修正を行った箇所
赤字・字消し線部 ：	削除した箇所
<u>青字・下線部</u> ：	文章の移動による修正を行った箇所

2. 都市公園のバリアフリー化の基本的考え方

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことがない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の普及に取り組んでいるが、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。このため、バリアフリー法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

都市公園の整備にあたっては、このような背景を踏まえるとともに、都市公園本来の効用を最大限発揮する観点から、以下の点に特に配慮し、移動等円滑化整備を行う必要がある。

(1) ユニバーサルデザインの考え方

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、健康増進、自然とのふれあい、観光、地域間交流等の国民の多様なニーズに対応するとともに、地震などの災害時には避難地・避難路となる等、国民の生活に欠かせない多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。そのため、高齢者、障害者等を含む全ての人々にとって利用しやすい公園の整備、管理運営は、都市公園が本来もつ効用の向上に直結する取組である。

したがって、都市公園の整備にあたっては、バリアフリー法に基づく「特定公園施設」について「都市公園移動等円滑化基準」で求められている整備を行うだけでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備及び管理に取り組むことが重要である。その際には、段差等の物理的なバリアだけでなく、利用案内等の情報面にバリアが生じないように、ハード・ソフト両面から高齢者、障害者等を含む全ての人々の利用に配慮する必要がある。

そのため、バリアフリー化すべき公園施設の新設や改修等を行う場合は、都市公園移動等円滑化基準や本ガイドラインに沿ったものとするはもとより、計画・設計段階から高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者や関係団体、専門家等からの意見聴取等を行い、整備内容に適切に反映させるなど、公園の利用者特性や利用実態等に合ったものとするが重要である。

また、災害時の避難地、避難路として活用されることが都市公園の重要な役割である

ことを考慮して、防災関連部局とも連携し、ユニバーサルデザインの施設整備・管理運営を検討することも必要である。

（２）自然環境や人文資源等に関する検討

一方で、都市公園の機能としては、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、生物多様性の確保等も重要であることから、公園施設の計画・設計は、気象、植生、土壌等の自然環境や、歴史、景観、文化財等の人文資源に十分配慮して行う必要がある。また、都市公園内に保存・保全が必要な自然環境や文化財を含む場合など、他の法令や条例により土地の形質の変更等を制限されている場合もある。このため、都市公園の本来の効用を発揮する観点から、バリアフリー法令で定める基準に則した施設整備が難しい場合があることも十分想定される。

したがって、都市公園のバリアフリー化を検討するにあたっては、個々の都市公園の設置目的に応じて、立地条件とバリアフリー化の必要性等を比較検討し、場合によっては「都市公園移動等円滑化基準」に即した施設整備を行う代わりに、代替となる施設整備や人的な利用支援や情報提供の充実等によって対応することも含めて、検討することが重要である。

（３）整備後における適切かつ継続的な取組

また、「都市公園移動等円滑化基準」に対応するよう整備された公園施設は、破損や老朽化、植栽の成長などで機能が阻害されないように維持管理され、適切に運用されることにより初めてその機能が発揮される。特に、様々な機能を有する都市公園は、多様な利用者がそれぞれの目的で利用する施設であるため、個々の都市公園において対応できるニーズについて積極的に情報提供していくことが、公園本来の効用の発揮にもつながるものである。

したがって、都市公園の移動等円滑化整備後においても、情報提供を含めて適切な管理・運営を行うことはもちろん、高齢者、障害者等を含めた多様な公園利用者を対象とした利用実態調査や意見聴取等に基づく評価・改善等の継続的な取組により、その機能を維持・向上していくことが重要である。

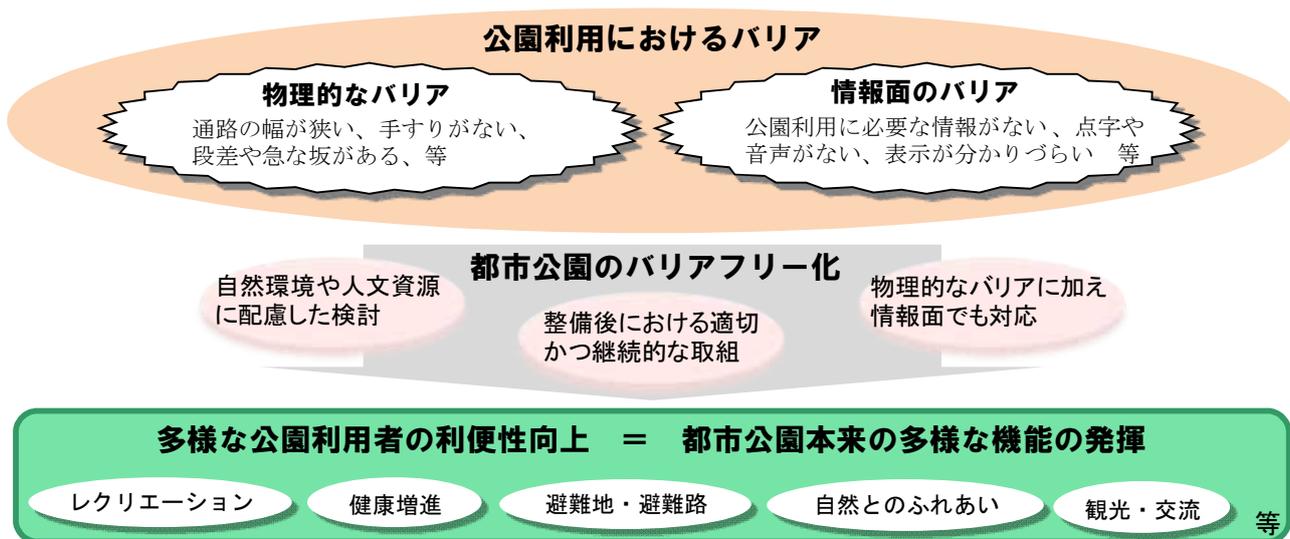


図 都市公園のバリアフリー化の基本的な考え方（イメージ）

事例 計画・設計段階における当事者参加

（事例選定中）

(2) 出入口の基準 (基準第3条第1項第1号)

<基準の趣旨>

移動等円滑化園路の出入口(すなわち、都市公園の出入口)は、高齢者、障害者等が通過しやすいよう、段差を設けず、十分な幅を確保する。

また、出入口は公道の動線と交差するなど危険性が高い場所であるため、水平面の確保により、車いす車椅子使用者等の安全性の確保に努める。また、危険の認知が困難な高齢者、障害者等のために、表示の工夫等により安全性の確保に努めることが重要である。

<ガイドライン>

① 有効幅

《車止めを設けない場合》

◎都市公園の出入口の有効幅は、車いす車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす車椅子使用者が通過しやすいよう、90cm 以上の有効幅を確保する。

《車止めを設ける場合》

◎車止めを設ける場合は、車いす車椅子使用者が通過しやすいよう、1 以上の車止めの間隔について、有効幅 90cm 以上を確保する。

◎有効幅については、車止めの最上部まで 90cm 以上を確保したものとする。

○車止めを複数配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。

○公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めを設置する場合は、車いす車椅子使用者等の通行に支障のない構造とするを来す場合があることから、公園の立地や利用状況を踏まえて必要性等を慎重に検討するとともに、車椅子の寸法や回転性能等を考慮したものとする。

◇避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。

※車両の進入防止等を目的として、可動式のプランター等を設置する場合においても、《車止めを設ける場合》のガイドラインに準じたものとすることが望ましい。

参考 ハンドル形電動車椅子の寸法（全長・全幅）及び回転性能

■ 最大寸法

単位：mm

<u>区分</u>	<u>最大寸法</u>
<u>全長（L₀）</u>	<u>1200</u>
<u>全幅（W₀）</u>	<u>700</u>
<u>全高（H₀）</u>	<u>1200</u>

■ 回転性能

1.2M 形（タイプ I） 幅 1.2m の直角路を曲がらなければならない。

1.0M 形（タイプ II） a) 幅 0.9m の直角路を 5 回まで切返して曲がれなければならない。

b) 幅 1.0m の直角路を切返しなしで曲がれなければならない。

c) 1.8m 未満の幅で 180°の回転ができなければならない。

出典：JIS T9208 ハンドル形電動車椅子

② 水平面

◎出入口には、車いす車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるように、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、長さ 150cm 以上の水平面を設置する。

○水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。

○横断側溝の上蓋等は、車いす車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。

◇車止めを設ける場合は、その前後に長さ 150cm 以上の水平面を設置することが望ましい。

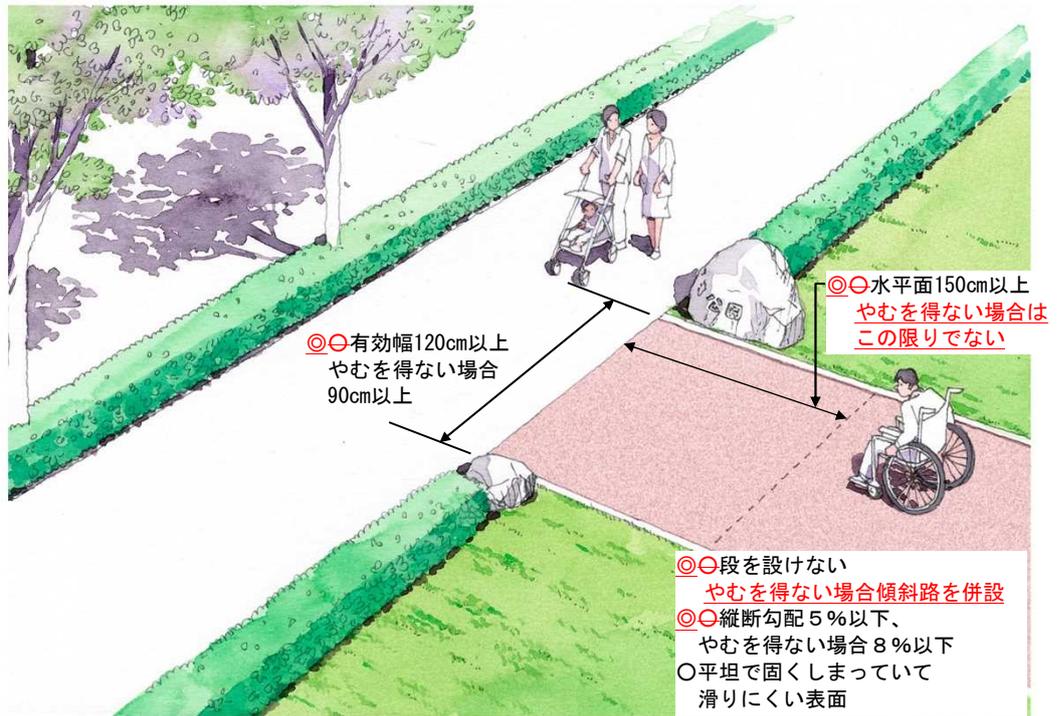
◇出入口が車道に面する場合には、危険の認知が困難な高齢者、障害者等の注意喚起のため、出入口で止まることがわかりやすいよう表示することが望ましい。

③ 段

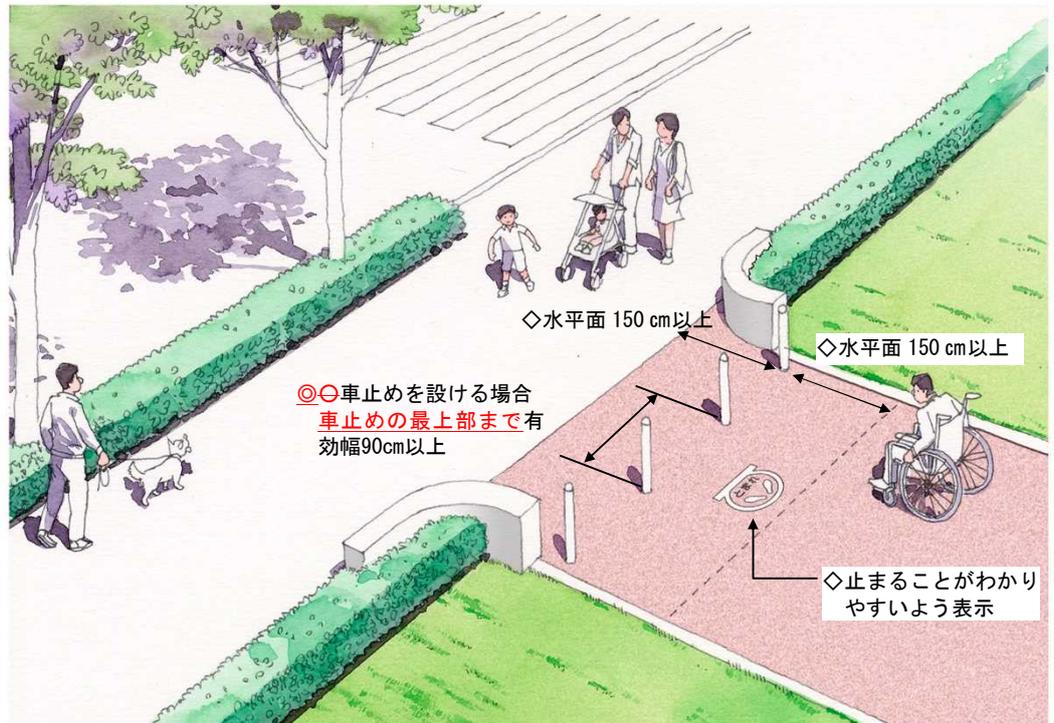
◎車いす車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。◇ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由*によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい併設する。

※丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることができない場合を言う。

車止めを設けない場合



車止めを設ける場合



事例 出入口の車止めの改修

(事例選定中)

事例 止まる位置のわかりやすい表示

- ・道路上の足型マークは、歩道と車道の交差する手前等に、足形のマークを設置することで、止まって左右確認することを注意喚起するとともに、止まる位置を確認しやすくしている。



出典：「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」平成21年3月 国土交通省

2-2-6 便所

第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

＜基準の趣旨＞

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置するとともに、高齢者や乳幼児連れが多いという都市公園の利用実態を踏まえて、利用しやすい構造とする必要がある。~~そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障害者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など公園便所の多機能化を図ることとする。~~

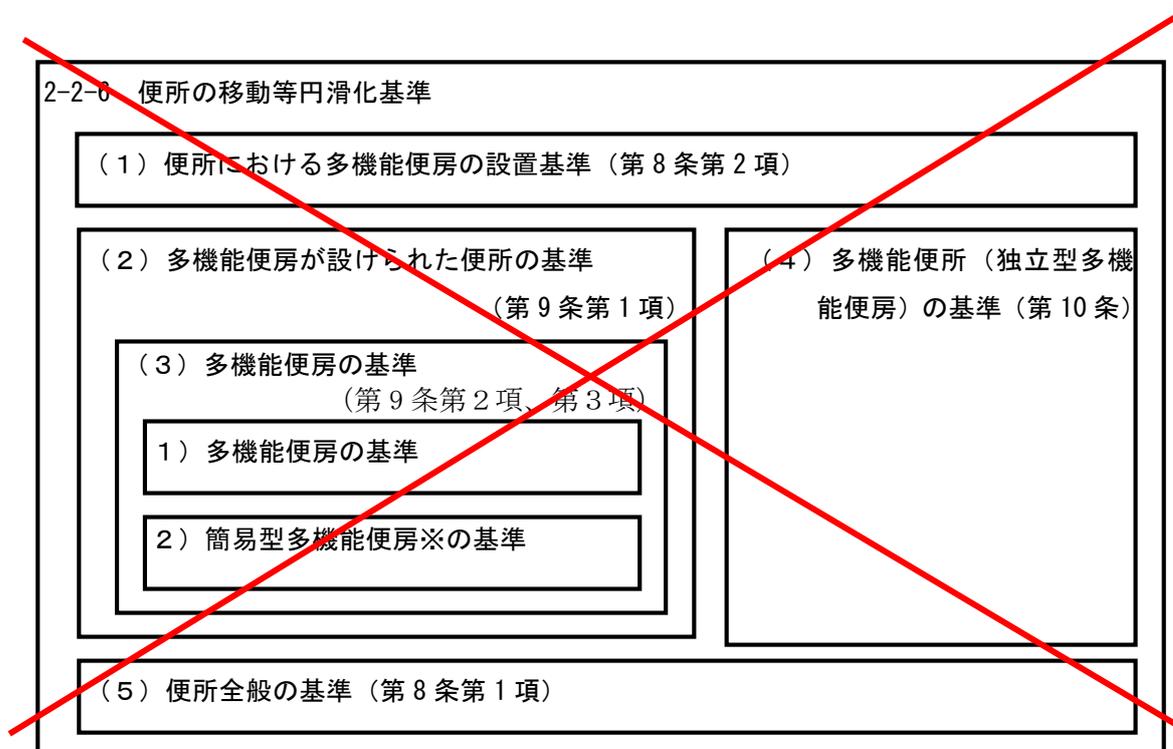
近年、これまで整備を進めてきた多機能便房では、乳幼児連れやオストメイトなどの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、大規模公園における繁忙期等において、そこしか使えない高齢者・障害者等が利用できない問題が生じている。

また、高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助や性的マイノリティ等の利用に対応するため、男女共用便房の設置に対するニーズも高まっている。

このような状況に対応するため、車椅子使用者、オストメイト及び乳幼児用連れ利用者が主に使用できる男女共用の多機能便房に加え、一般便房のバリアフリー水準の底上げ、乳幼児用設備等の個別機能を有する便房の設置により、これまで多機能便房が担ってきた機能を便所全体で分散して果たす必要がある。

また、多機能便房は、不適切な利用による破損や不衛生が、多機能便房を必要とする高齢者、障害者等の利用の支障となる場合があるため、必要に応じて維持・管理の工夫を図ることが望ましい。

~~都市公園の便所に関する基準は、下の図のような構成となっている。~~



図—便所に関する移動等円滑化基準の体系

※簡易型多機能便房

~~介助を必要としない車いす使用者でも利用可能な便房であり、小規模な都市公園において多機能便房の代替とすることが可能であるほか、多機能便房を設置した便所においても、介助が不要な障害者等向けに有効なものである。~~

都市公園の便所に係る都市公園移動等円滑化基準には、公園内の便所全般についての基準（第8条第1項、第2項）、多機能便房が設けられた便所の基準（第9条第1項）、多機能便房の基準（第9条第2項、第3項）及び多機能便房が独立して設けられた便所（多機能便所）になっている場合の基準（第10条）がある。

なお、本ガイドラインにおいては、第9条第2項に適合する便房を「多機能便房バリアフリースイレ」と表記する。「多機能」とは、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、高齢者、障害者等が利用する機能を付加することをいう。また、多機能便房バリアフリースイレが独立して設けられる第10条に該当する便所を「多機能便所独立型バリアフリースイレ」と表記する。

1. 便所内に、多機能便房バリアフリースイレを設けて、一般の便房と併設されている便所（多機能便房バリアフリースイレが設けられた便所）



2. 多機能便房バリアフリースイレが独立して設けられた便所（多機能便所独立型バリアフリースイレ）



2-2-6 便所の移動等円滑化基準

(1) 便所全般の基準（第8条第1項）

(2) バリアフリースイレの設置基準（第8条第2項）

(3) バリアフリースイレを設置した便所の基準（第9条第1項）

(4) バリアフリースイレの基準（第9条第2項、第3項）

(5) 独立型バリアフリースイレの基準（第10条）

図 便所に関する移動等円滑化基準の体系

~~不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所については、都市公園内のすべての便所において、便所全般の基準（第8条第1項）の基準に適合させる義務が生じる。なお、公園の建築物内に設置される便所についても、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものについては、便所全般の基準（第8条第1項）の基準適合義務等が生じる。~~

~~なお、一つの便所において複数の多機能便房を設置することが困難な問題や、車いす利用者だけでなく、内部障害者や乳幼児連れによる利用が集中する問題がある。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、多機能便房を設置した上で、簡易型多機能便房を設置し、利用の工夫を図ることが望ましい。~~

~~また、多機能便房は、不適切な利用による破損や不衛生が、多機能便房を必要とする高齢者、障害者等の利用の支障となる場合があるため、必要に応じて維持・管理の工夫を図ることが望ましい。~~

（5）（1） 便所全般の基準（基準第8条第1項）

＜基準の趣旨＞

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所については、都市公園内のすべての便所において、便所全般の基準の基準に適合させる義務が生じる。なお、公園の建築物内に設置される便所についても、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものについては、便所全般の基準の基準適合義務等が生じる。

車いす使用者以外のその際、肢体不自由者や、妊産婦、乳幼児連れの人や、高齢者、オストメイトの人には、和式便器一般便房では利用できない場合等があるため、多機能便房バリアフリートイレに利用が集中してしまう場合がある。そのため、公園内のすべての便所において、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮することが有効である。

＜ガイドライン＞

① 標識

○便所の出入口には、男女の別、便所内部の配置等を分かりやすく表示した案内図を設ける。

○便所内に車椅子使用者用の便房、オストメイト用設備を備えた便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどの乳幼児用設備がある場合には、出入口付近にその旨を表示する。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように表示する。

○案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。

○~~◇不特定多数の利用者が利用する便所の出入口で、~~男女別、機能を分かりやすく表示する標識を設置する場合は、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された案内用図記号等を基本として、とする。

◇標識を独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等への意見を聴取するなどによりを行った上で使用することが望ましい。

◇必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。

② 出入口

○出入口の有効幅は、80cm以上とする。

○便所の出入口には、高齢者、障害者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

②③ 床面・段

◎~~○~~便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

○◇出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。

③④ 男子用小便器

○便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。男子用小便器を設ける場合は、高齢者、障害者等にも使いやすいように、1 以上の床置き小便器又は低リップ壁掛式小便器（リップの高さが 35 cm 以下のものをいう。）その他これに類する小便器を設ける。

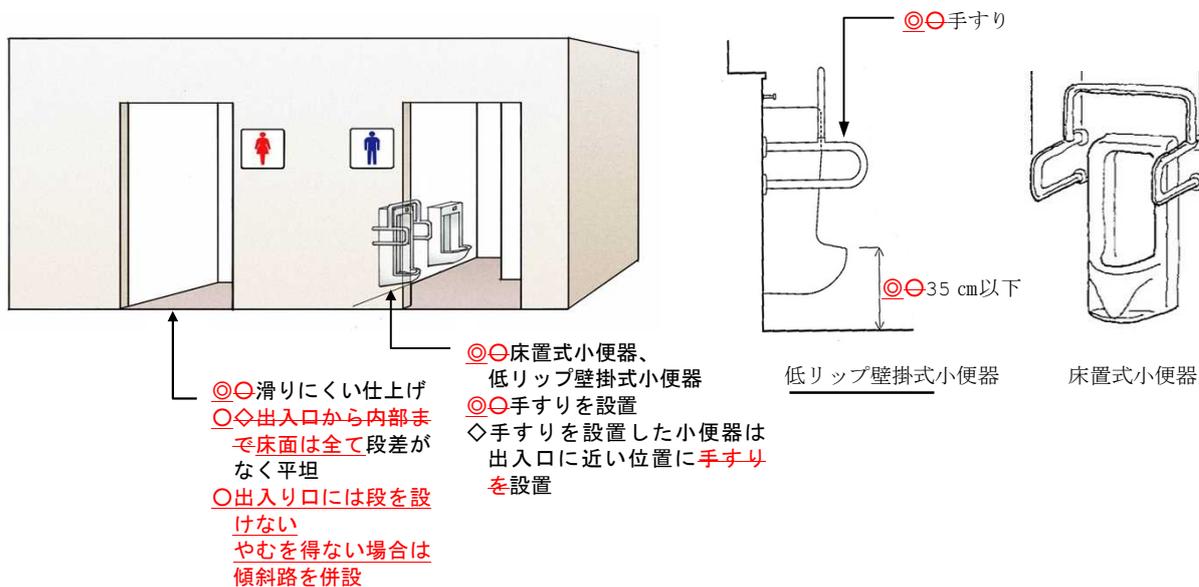
◇上記の男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。

○小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置する。

④ 手すり

○上記基準を満たした男子用小便器の 1 以上には、高齢者、障害者等の利用に配慮した手すりを設置する。

◇手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。



⑤ 大便器・便房

◇腰掛便座及び手すり付きの便房を 1 以上設けることが望ましい。なお、多機能便房が設けられた便所においても、多機能便房以外に腰掛便座及び手すり付きの便房を 1 以上設けることが望ましい。

○便所内に腰掛便座を 1 以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。

◇高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。

- 和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置する。
- 便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。
- ◇弱視、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。
- ◇手すりの設置位置に対し、便器洗浄ボタン、呼び出しボタン、紙巻器等が使用しやすいうように配慮することが望ましい。
- 便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合、形状、色、配置は JIS S0026 にあわせたものとする。
- 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。
- ◇子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討することが望ましい。

⑥ 洗面器、鏡等

- 洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。
- 車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 60～65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75～80cm 程度とする。
- 蛇口は、センサー式、レバー式などとする。
- ◇車椅子使用者の利用を想定する場合、鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ 100 cm以上とすることが望ましい。
- ◇子ども等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器も設けることが望ましい。
- ◇洗面台の近くにベビーチェアを設けることが望ましい。
- ◇洗面台周りは、感染症対策についても配慮する。

⑦ 乳幼児用設備

- ◇乳幼児用設備を有する便房を1以上（男女別に設けるときはそれぞれ1以上）設置する。
- ◇乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入れる広さとし、ベビーチェア、おむつ交換台及び着替え台等を設置する。
- ◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房にベビーチェアを設置することが望ましい。
- ◇ベビーチェアは、保護者が安心して利用することができるよう、便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。
- ◇ベビーチェアを設置した便房では、ベビーチェアに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

⑧ 設備と内装のコントラスト

◇弱視者のため、トイレ内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

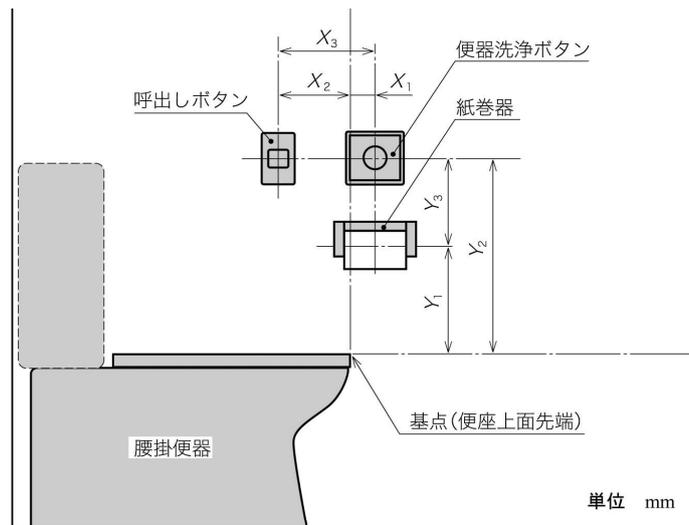
⑨ 緊急時通報

◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。

⑥ 便器洗浄ボタン等

◇視覚障害者や上肢不自由者等の使用に配慮し、~~便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタンを設ける場合は JIS S 0026 に基づく配置とすることが望ましい。~~

【参考】 J I S S 0 0 2 6 （高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ ：便器前方へ 約 0～100	Y ₁ ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y ₂ ：便器上方へ 約 400～550	Y ₃ ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ ：便器後方へ 約 100～200		X ₃ ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

(1) (2) 多機能便房バリアフリースイールの設置基準（基準第8条第2項）

＜基準の趣旨＞

公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすく、性的マイノリティや異性介助の際にも入りやすい場所（一般トイレ入り口付近等）に配置し、車いす使用者高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。

~~なお、街区公園等の小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置により、多機能便房の設置基準を満たすものと見なすこととする。~~

＜ガイドライン＞

~~◎○公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便房バリアフリースイールを設置した便所とするか、多機能便所を設ける独立型バリアフリースイールとする。~~

◇公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房バリアフリースイールを設置することが望ましい。

~~○◇多機能便房バリアフリースイールは、性的マイノリティや異性介助の際などの利用を考慮してに配慮し、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。~~

~~○やむを得ずバリアフリースイールを男女別に設置する場合は、便所の出入口付近等、性的マイノリティや異性介助の際に入りやすい位置に設置する。~~

◇公園の利用者層や公園内のトイレの利用状況を踏まえ、更なる機能分散が必要な場合は、多機能便房バリアフリースイールを設けた上で、男子用便所、女子用便所のそれぞれに、車椅子使用者が必要とする広さや設備、オストメイト用設備、乳幼児用設備等のうち必要な個別機能を有する便房を1以上の簡易型多機能便房を設置することが、なお望ましい。

~~◇多機能便房を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。~~

（2）（3）多機能便房バリアフリースイッチを設置した便所の基準（基準第9

条第1項）

＜基準の趣旨＞

多機能便房バリアフリースイッチが設置された便所は、車いす車椅子使用者等が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の幅や車いす車椅子の転回に必要な広さを確保する必要がある。

＜ガイドライン＞

① 出入口

◎○便所の出入口付近には、バリアフリースイッチが設けられていること車いす使用者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を分かりやすく表示する（バリアフリースイッチにある設備・機能を表示する）。 ~~【P76、P80 参照】~~

○標識を設置する場合は、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。

◇便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。

◎○出入口の有効幅は、車いす車椅子使用者が通過できるよう、80cm 以上とする。

◎○便所の出入口には、車いす車椅子使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

◎○便所の出入口に戸を設ける場合、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80 cm 以上とし、引き戸など、車いす使用者高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

○バリアフリースイッチに通ずる便所の出入口に戸を設ける場合、電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。

② 広さ

◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

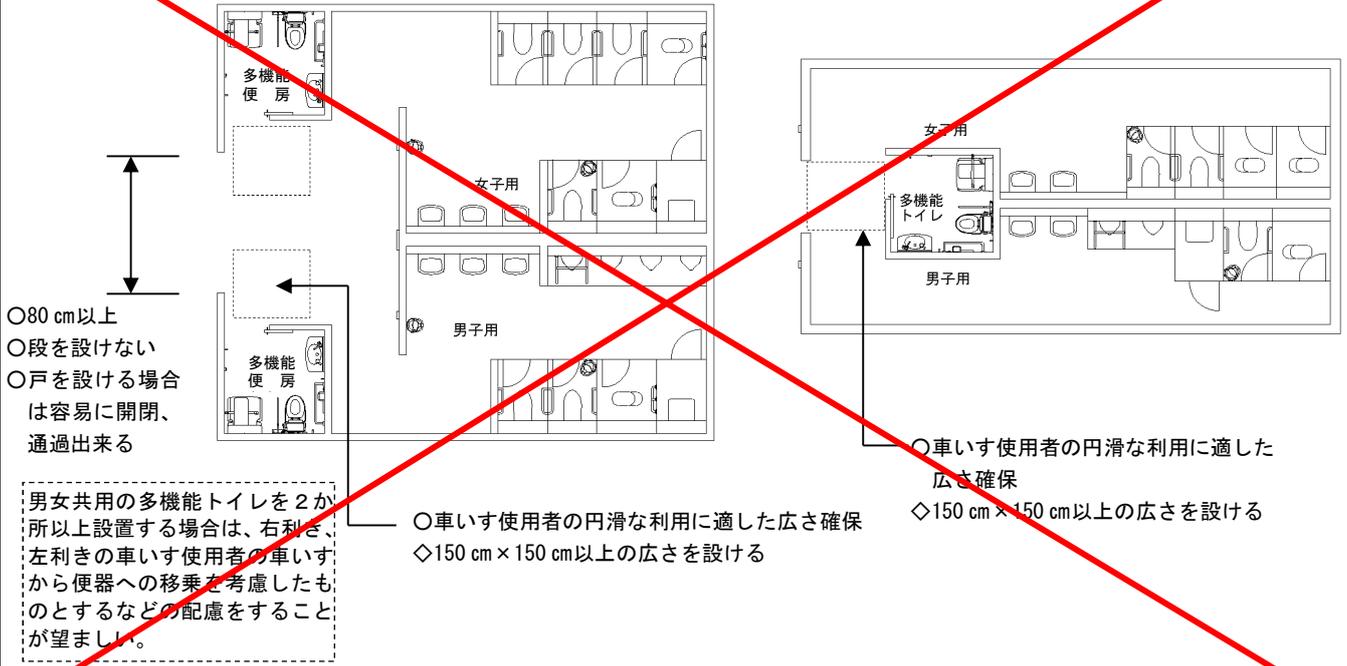
○バリアフリースイッチに通ずる便所内通路には車椅子の転回スペースを確保する。

○◇便所内の多機能便房バリアフリースイッチの手前に、車いす車椅子使用者が転回できる 150cm×150cm 以上の広さを設けることが望ましい。

【参考】便所の配置例

便所内に男女共用の「多機能便房」を複数配置した例

便所内に男女共用の「多機能便房」を配置した例



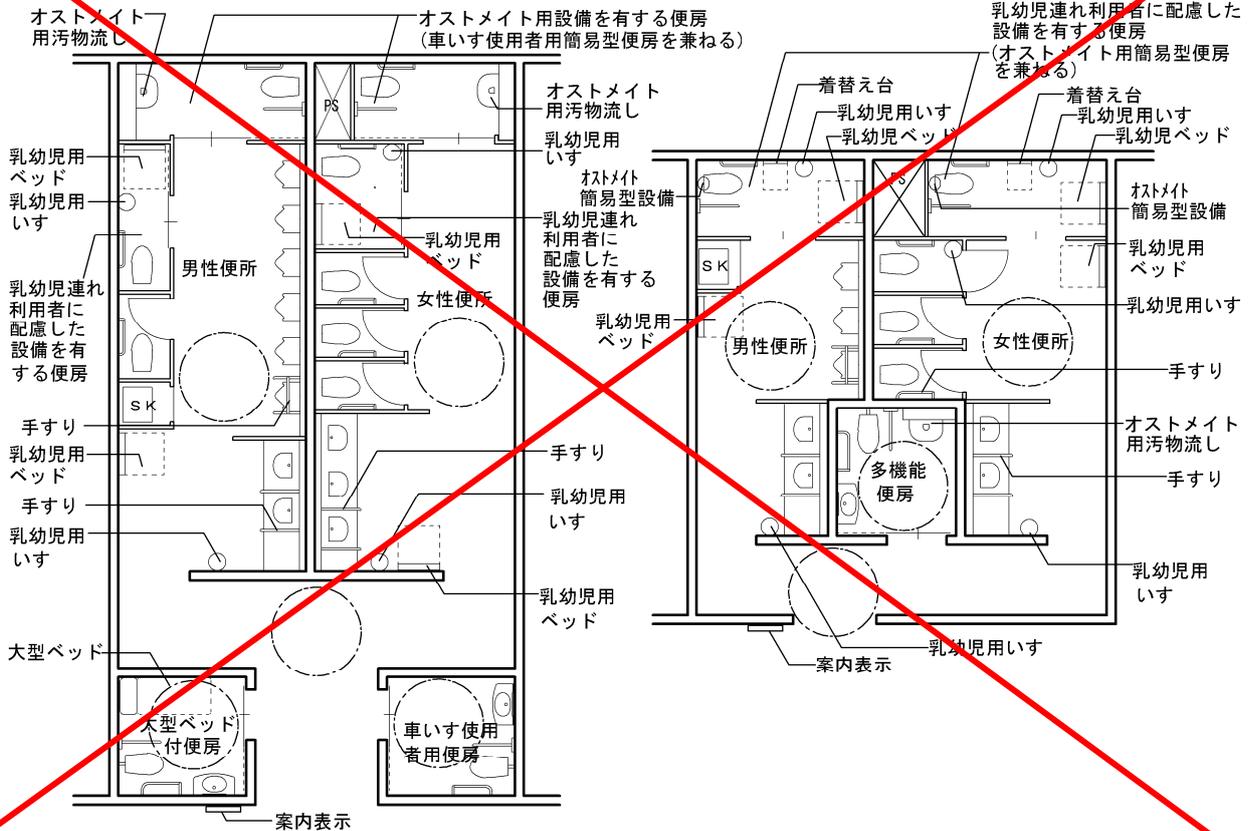
出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」のトイレの配置例の図を引用

【参考】便所の配置例

便所・洗面所 6

● 便所・洗面所の例 1

● 便所・洗面所の例 2

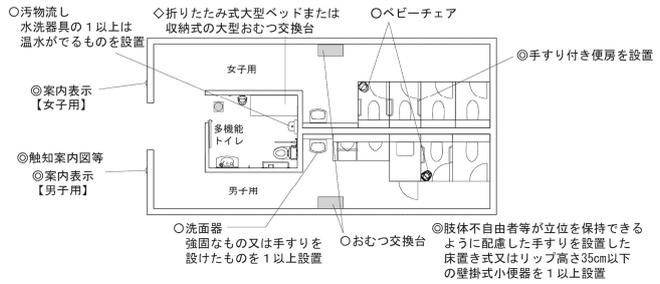
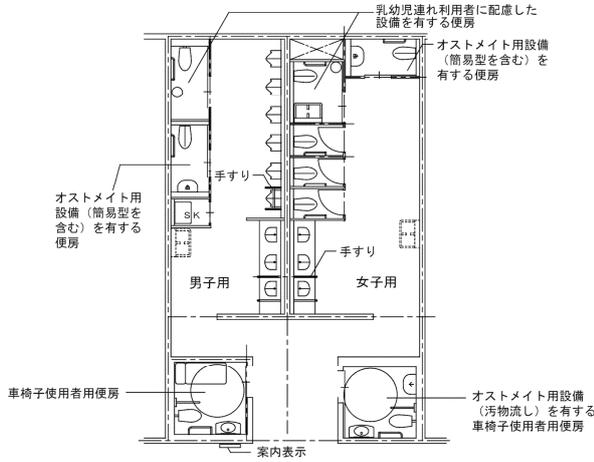


出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の例を引用

【参考】 便所の配置例

車椅子使用者用便房2か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房を配置した例

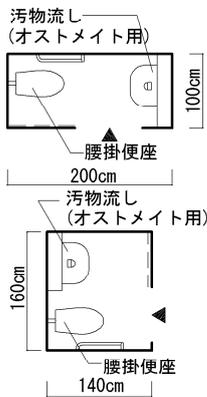
複数の機能を備えた便房を1か所配置した例



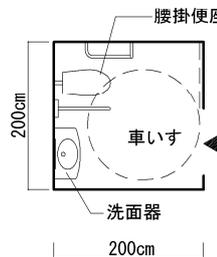
出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和2年3月 国土交通省 の「トイレの配置例」を引用

【参考】 個別機能を備えた便房及び複数の機能を備えた便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房



○車いす使用者用便房



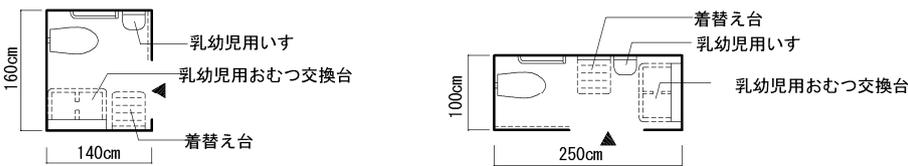
○大型ベッド付便房



○多機能便房



○乳幼児連れに配慮した便房の寸法例 (ベビーカーと共に入ることができる寸法)



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」平成29年3月 国土交通省

（3）（4）多機能便房バリアフリースイールの基準（基準第9条第2項）

1）多機能便房の基準

＜基準の趣旨＞

多機能便房バリアフリースイールは、段、標識、腰掛便座及び手すり、オストメイト用水洗器具、洗面器、出入口の有効幅、戸、広さの基準を満たす必要がある。

なお、多機能便房は、車いす利用者の利用のみならず、オストメイト機能や乳幼児用ベッド等の設置により多機能化を図る上では、施設用途を十分に考慮し、その際、利用しやすさを工夫することが有効である。

＜ガイドライン＞

① 標識

◎○多機能便房の出入口には、車いす使用者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨便房内にある設備・機能を表示する。【P76、P80 参照】

○標識を設置する場合は、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。

◇多機能便房バリアフリースイールの位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。

② 段出入口

◎○便房の出入口には、車いす車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

③ 戸

◎○多機能便房バリアフリースイールの戸は、車いす車椅子使用者が通過できるように、有効幅 80 cm 以上とし、引き戸など、車いす使用者高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

○戸は、電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。

○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する

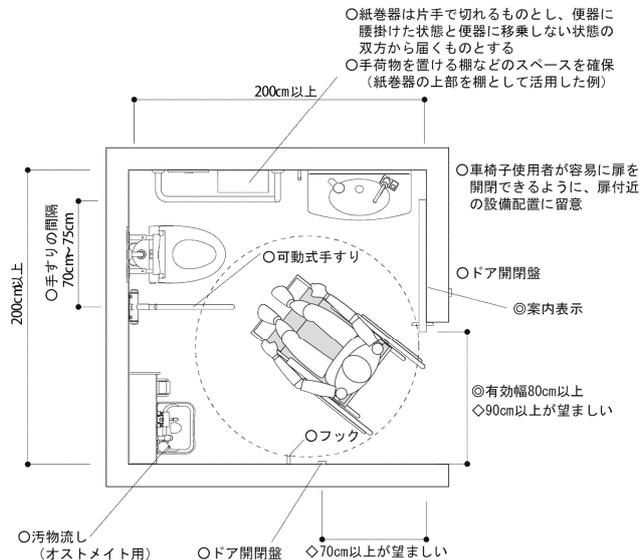
○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60cm～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。

◇ベビーチェアを設置した便房では、ベビーチェアに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

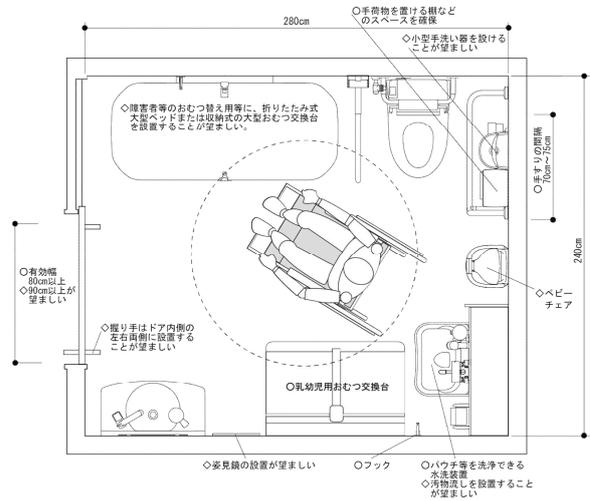
◇弱視、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。

バリアフリートイレの例

オストメイト用設備を備えた車椅子使用者用便房

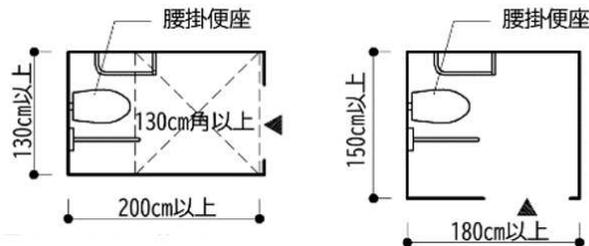


複数の機能を同一の便房として整備（従来の多機能トイレ）した事例



出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」令和2年3月 国土交通省 引き出しの指針も含めて引用

面積や構造等の制約がある場合のバリアフリートイレの例



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和3年3月 国土交通省

③⑤ 腰掛便座及び手すり

◎○多機能便房バリアフリートイレには、車いす車椅子使用者や足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛け式（洋式）の便器及び手すりを設置する。

○JISに準拠したものを使用する。

○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。

○便座の高さは40～45cmとする。

○手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔に

ならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは 65～70cm 程度とし、左右の間隔は 70～75cm とする。

④⑥ 水洗器具等オストメイト用設備

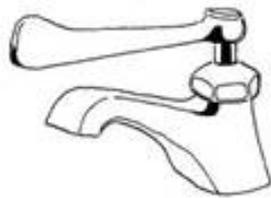
- ~~○~~オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を設ける。車いす使用者、オストメイト、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。
- 上記の水洗器具は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る洗浄措置を備えた汚物流しとする。
- 汚物流しの洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどの物を置ける十分なスペースを設置する。
- 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず汚物流しを設けることができない場合においては、簡易型オストメイト用設備を設ける。
- 簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置する。
- ストーマ装具の装着を確認するための鏡を設ける。

⑦ 便器洗浄ボタン・紙巻器等

- 便器洗浄ボタンは器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものとし、を分かりやすい位置に設ける便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。
- 紙巻器は、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。
- 呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。
- 視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S 0026 にあわせたものとする。

⑧ 洗面器、鏡

- 車いす車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上 60～65cm 程度 ~~em~~以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75～80cm 程度以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。
- 鏡を設置する場合は、車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。
- ◇乳児連れの人の利用を考慮し、多機能便房内におむつ交換シート等を設置することが望ましい。



レバー式水栓金具



自動水洗金具

円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例

⑤ 出入口の有効幅

○便房の出入口の有効幅は、車いす使用者が通過できるように80cm以上とする。

⑨ 手荷物置き台、フック、着替え台

○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、視覚障害者、車椅子使用者に危険のない高さ、形状とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。

○手荷物を置ける棚などを設置する。

○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え、幼児のおむつ交換等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設ける。

⑩ 乳幼児用設備

○ベビーチェア及びおむつ交換台を設置する。

○乳幼児用設備は、車椅子使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置する。

◇便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。

⑪ 大型ベッド等

◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。大型ベッド等を設置する場合は、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際は、不適切利用に対する対策などに十分留意する。

◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

⑫ その他の設備

◇便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。
カーテンを設置する際は、燃やされる・破られるといった防火面や、カーテンを手すり代わりとして使用されるといった安全面の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分留意する。

⑬ 設備と内装のコントラスト

◇弱視者のため、トイレ内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

⑭ 緊急時通報

◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。

2) 簡易型多機能便房

<基準の趣旨>

多機能便房を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。

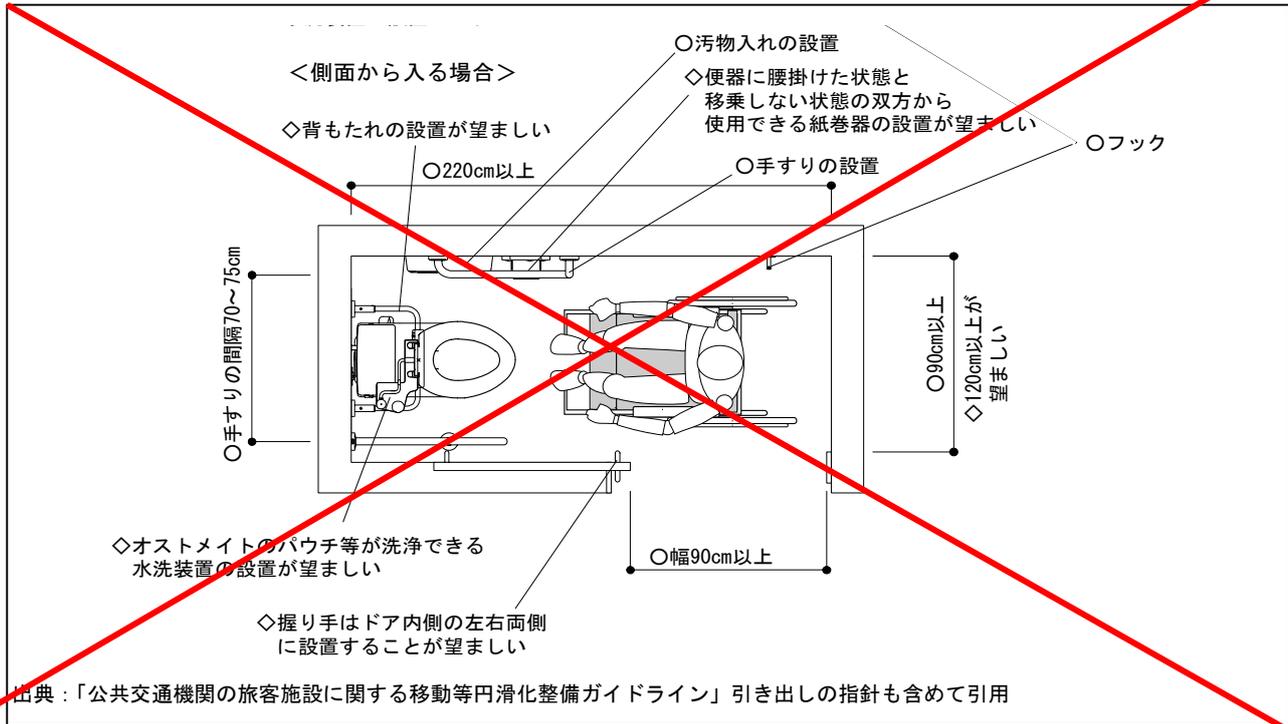
<ガイドライン>

○腰掛け式の便器を設置し、周辺に手すりを設置する。

◇正面から入る場合は奥行き 190 cm以上×幅 90 cm以上の広さと有効幅 80 cm以上の出入口、側面から入る場合は奥行き 220 cm以上×幅 90 cm以上の広さと有効幅 90 cm以上の出入口を確保することが望ましい。

◇戸の握り手は戸の内側の左右両側に設置することがなお望ましい。

簡易型多機能便房の例



-(4)-(5) 多機能便所独立型バリアフリートイレの基準 (基準第10条)

<基準の趣旨>

多機能便所独立型バリアフリートイレとは、多機能便房バリアフリートイレが独立して設けられた便所(第10条に該当する便所)を言う。

多機能便所独立型バリアフリートイレは、前述の「(3) 「多機能便房バリアフリートイレを設置した便所の基準」のうち、①出入口(標識(国際シンボルマーク)の項目は除く)及び②広さの基準を、「(4) 「多機能便房バリアフリートイレの基準」のうち、「④広さ」②標識、「⑤③腰掛便座及び手すり」及び「⑥オストメイト用設備」④水洗器具等の基準を満たさなくてはならない。

ガイドラインについては、「(3) バリアフリートイレを設置した便所の基準」及び「(4) バリアフリートイレの基準」を準用する。

多機能便房バリアフリートイレが独立して設けられた便所(多機能便所独立型バリアフリートイレ)



第3章 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン

3-1 情報提供

【バリアフリー法】

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

(1) 公園に関する事前の情報提供

<趣旨>

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前に分かりやすい形で、幅広く情報提供することが重要である。

来園したものの利用できないという状況は、高齢者、障害者等にとって身体的な負担となるだけでなく、予定外の事態に対応できなくなる場合もある。そのため、利用できない場所も含め、高齢者や障害者等の利用の目安となる情報を事前に提供することは、利用時のトラブルを未然に防ぐことができ、円滑な公園利用の支援に有効である。

情報提供は、視覚障害や聴覚障害など情報の入手が困難な人、文字の認識が難しい等により情報の理解が困難な人の利用に配慮し、多様な媒体により分かりや

すい情報を提供することが重要である。

<ガイドライン>

① 情報提供の内容

○高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。

◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。

◇高齢者、障害者等が利用しやすい園路、駐車場、バリアフリースイレ多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。

◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。

◇工事等を実施する場合には、工事の実施個所や期間や、代替の利用手段について情報提供を行うことが望ましい。

◇公園内の安全で円滑な利用のため、公園内のピクトグラムの表示内容と意味、利用支援の内容について、情報提供を行うことが望ましい。

◇公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法

○障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、文字の大きさ、色使い、コントラスト等の見やすさ、画像や動画等に代替テキスト、動画の音声情報に字幕を提供する、全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にするなど、ウェブアクセシビリティを確保する。特に、PDFや画像で表現された情報は、視覚障害者が情報を得られない・得にくいことに配慮する。

◇施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページウェブサイトなどによる申し込みが出来るようにすることが望ましい。

~~◇ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障害者や文字の認識が難しい障害者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望ましい。~~

◇ホームページウェブサイト以外にも、ガイドブックなどを関連団体の主要施設、主要公共施設、福祉関連施設等での配布、閲覧を行うことが望ましい。

◇高齢者、障害者等に効果的、効率的に情報が届くよう、都道府県、周辺自治体、関連部局や、障害者団体、支援団体等との連携や、行政施設、福祉施設などでの情報提供を行うことが望ましい。

(2) 管理事務所における公園利用者への情報提供

<趣旨>

高齢者、障害者等が公園を利用する際には、標識や掲示板以外にも案内が必要な場合がある。そのため、管理事務所において、公園利用者に対して園内施設の場所や経路、利用方法等の基本的な情報のほか、車いす車椅子でも利用可能な施設の位置等、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効である。

情報提供にあたっては、視覚障害者への音声による案内、聴覚障害者向けの筆談等による案内、言葉によるコミュニケーションが困難な障害者へのコミュニケーションボードによる案内など、音声、文字、ピクトグラム等を利用した情報提供手段を用意しておくことが有効である。

<ガイドライン>

① 情報提供の内容

○高齢者、障害者等に対し、高齢者、障害者等が特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供する。

◇移動等円滑化整備状況について、障害の程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障害者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。

◇公園内の車いす車椅子で利用しやすい園路、バリアフリートイレ多機能便房などの位置等についての情報提供を行うことが望ましい。

◇機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。

② 情報提供の方法

◇案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。

◇視覚障害者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。

◇公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望ましい。

◇視覚障害者のための点字、触知図による情報提供や、弱視、色覚障害のための文字の大きさ、色などの配慮、ひらがなやルビ、ピクトグラムなどの利用等による表示を行うことが望ましい。

◇聴覚障害者向けに筆談用の用紙や機器を準備することが望ましい。また、筆談用の用紙や機器の設備がある場合は、その旨を表示し、見やすく、手の届く位置に設置することが望ましい。

◇聴覚障害者に緊急時などの情報を提供するために、電光掲示板や掲示板などを利用した文字情報による情報提供を行うことが望ましい。

◇言葉による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103等のピクトグラムを利用したコミュニケーションボードを準備することが望ましい。

事例 ピクトグラムで表示している公園パンフレット

徳川将軍家の庭園

海水を引き入れた潮入の池と、ふたつの鴨場を伝え、江戸時代には、江戸城の「出城」としての機能を果たしていた徳川将軍家の庭園です。承応3(1654)年、徳川将軍家の属将場に、四代将軍家綱の弟で甲府守相の松平綱重が、海を埋め立てて甲府浜屋敷と呼ばれた別邸を建てました。その後、綱重の子、綱重(家宣)が六代将軍になったのを契機に、この屋敷は将軍家の別邸となり、「浜御殿」と呼ばれるようになりました。以来、歴代将軍によって幾度かの造園と改修工事が行われ、十一代将軍家斉の時代には現在の姿の庭園が完成しました。明治維新のころは皇室の離宮となり、名称を「浜離宮」と変えました。関東大震災や戦災によって、御茶屋など数々の建造物や樹木が損傷し、往時の面影はなくなりましたが、昭和20(1945)年11月3日、東京都に下賜され、整備のうちに昭和21(1946)年4月から公開されました。その後、昭和27(1952)年11月22日に国の特別名勝及び特別史跡に指定されました。

水面にも遊ぶ都心のオアシス

年中野鳥が生息し、都心のオアシスの風情があふれています。

からば

度中堂鴨場と新築度鴨場のふたつがあります。築造は、前者が安永7(1778)年、後者が寛政3(1791)年という古いもの、鴨場の池には幾路かの引堀(細い堀)を設け、小のぞきから鴨の様子をうかがいながら、狩猟などのエサとおとりのアヒルで引堀におびきよせ、獲をみて上手の隙から網ですくいとらるる行っていました。

かもづ

鴨場で獲物となった鴨の姿を恐めるために、昭和10(1935)年11月5日に建てられたものです。



ボタン園とお花畑

ばたん園は60種の800株が植えられており、春には色とりどりの花が優雅さを競っています。お花畑では、春は「ナノハナ」、秋には「キバナコスモス」が美しく咲き誇ります。

春の風物は30万本の葉の花畑。秋には一面のキバナコスモスでいっぱいになります。

季節の花が咲き誇る

水上バス発着場

「浅草」「両国」「お台場海浜公園」及び「葛西臨海公園」「稲荷寺」への発着場です。隅田川に架かる個性豊かな14の橋を渡することもできます。

将軍お上がり場

将軍が船に乗降する所です。昭和24(1949)年のキティ台風で階段の一部が崩れて海中に沈みました。

新種の口山

東京湾に面した水門近くの山、東京湾が一望できる絶景ポイントです。

目の前に、東京湾一望

「新種の口山」からは、レインボーブリッジやお台場など臨海副都心を一望できます。

潮入の池

海水を引き入れ、潮の干満によって池の水位を調節する様子。都内にある江戸の庭園では唯一現存する海水の池です。東京湾の水位の上下に従って水門を開閉し、池の水の出入りを調節しています。池にはボラをはじめ、セイゴ、ハゼ、ウナギなどの海水魚が棲息しています。

お伝い橋

潮入の池の岸から小の島と中島を結ぶ延長118mもある総幅造りの橋で、平成9(1997)年5月架け替えました。

最新版に差し替え

・◇東京都浜離宮庭園では、公園の案内ちらしで、車いす車椅子利用可能ルートやトイレ、駐車場などをピクトグラムを用いてわかりやすく表示している。

事例 点字パンフレット



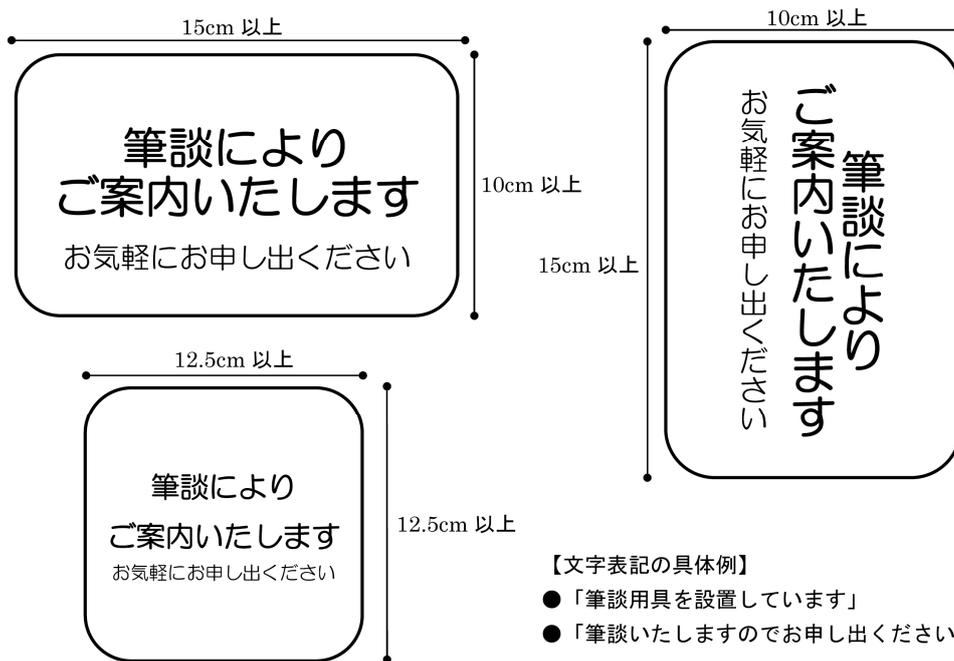
・◇神奈川県立辻堂海浜公園では、公園管理事務所で、弱視や色覚障害にも対応した点字パンフレットを用意し、視覚障害者への情報提供が行われている。

事例 再生機を利用した音声案内



・◇岡山後楽園では、園内35か所にある看板に専用の再生機をかざすと、園内の見所について説明を聴くことができる再生機を、公園出入口で貸し出している(有料)。

参考 筆談用具があることを示す表示例



出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」平成19年7月令和2年3月 国土交通省

参考 コミュニケーション支援ボードの一例



出典：「コミュニケーション支援ボード」（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

(3) 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想に基づく情報提供

<趣旨>

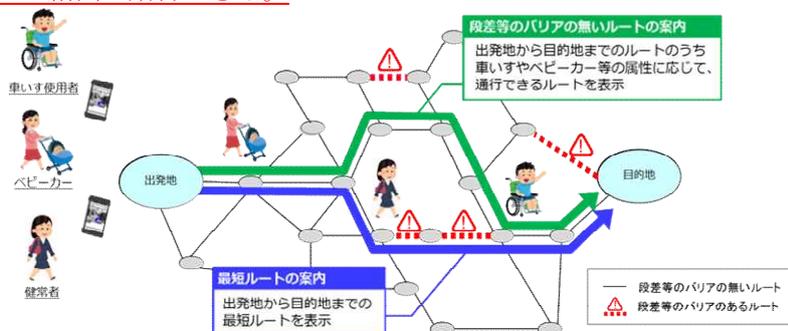
公園管理者等は、バリアフリー法第24条の8第2項に基づき、当該市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

<ガイドライン>

○移動等円滑化促進方針又は移動等円滑化基本構想に基づき、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、移動等円滑化の措置がとられた便所、駐車場等の施設の有無やその設置場所等、高齢者、障害者等が特定公園施設を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供する。

参考 歩行空間ネットワークデータ等の整備（公園と街をシームレスに繋ぐバリアフリー情報の整備）

- ・国土交通省では、「バリアフリー・ナビプロジェクト」として ICT を活用した歩行者移動支援サービスの普及を推進している。同サービスに不可欠なバリアフリー情報のオープンデータ化を推進するため、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」の策定やデータ収集・整備のためのツール、バリアフリーマップ化するツールの作成・提供を行っている。
- ・この2つのツールを活用して、公園のバリアフリー情報を歩行空間ネットワークデータ等で整備することにより、歩行空間ネットワークデータを活用したバリアフリーマップの作成だけでなく、園外の歩行空間とのシームレスなバリアフリー情報の提供、オープンデータ化により民間事業者の利用による様々なサービスの創出が期待できる。

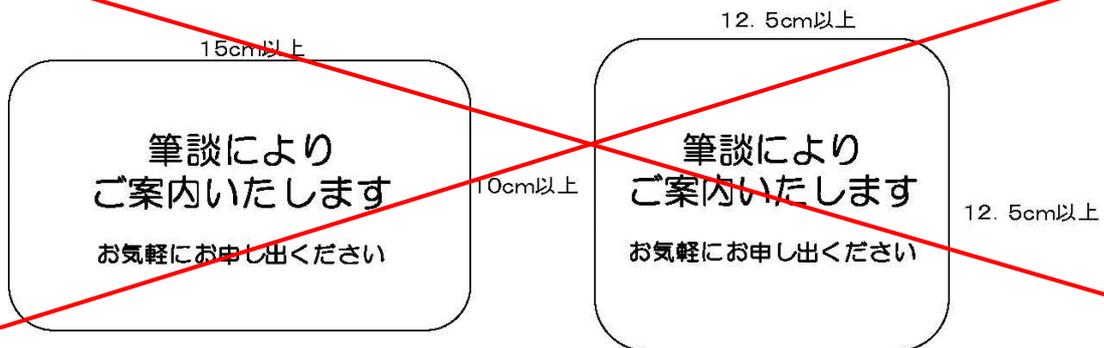


(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html)

事例 バリアフリーマップの事例

(事例選定中)

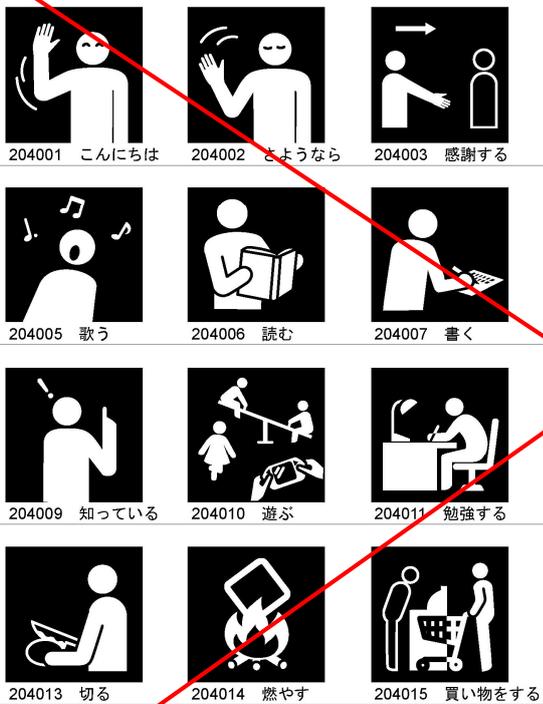
参考 筆談用具があることを示す表示例



出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」平成19年7月 国土交通省

参考 コミュニケーション支援用絵記号例 ~~事例 コミュニケーションボード~~

【分類項目】200：動き・様子／204：行動・行為 その1



出典：「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）」から収載されている絵記号例を引用



出典：「災害用コミュニケーションボード」横浜市健康福祉局

3-2 高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発

【バリアフリー法】

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

<趣旨>

令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行及びそれに伴う施行規則の一部改正で、車両等の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等（高齢者障害者等用施設等）関連規定を措置された。国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進を追加された。

<ガイドライン>

○管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における車椅子使用者用駐車施設、バリアフリートイレ等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について、ポスターの掲示、放送での呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行う。

事例 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進キャンペーンポスター



最新版に差し替え

出典：車椅子使用者用駐車施設等の適正利用推進キャンペーンポスター（2020年度、国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_00014.html

事例 適正利用の広報啓発（ポスター以外）

（事例選定中）